

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 第 号	氏 名	栗田 広暁
論文審査担当者	主 査	：寺井 公子 (慶應義塾大学経済学部教授 博士 (経済学))	
	副 査	：別所 俊一郎 (東京大学経済学部准教授 博士 (経済学))	
		：土居 丈朗 (慶應義塾大学経済学部教授 博士 (経済学))	
	面接担当	：井深 陽子 (慶應義塾大学経済学部教授 Ph.D)	
		：山田 篤裕 (慶應義塾大学経済学部教授 博士 (経済学))	
(論文審査の要旨)			
論文題名：わが国における 2010 年代の個人所得課税の改革に関する研究			
<p>本提出論文は、2010 年代にわが国で実施された個人所得課税改革がもたらした、家計の行動や所得分配への影響を分析している。わが国では、2011 年の扶養控除の見直しを皮切りに、2014 年の譲渡所得課税の軽減税率廃止、2015 年の最高税率の引上げ、2018 年の配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、そして 2013 年以降累次にわたる給与所得控除の上限引下げ、2020 年の基礎控除の拡大と、給与所得控除と公的年金等控除の上限引下げなど、ほぼ毎年のように改正が行われた (以下、改革の実施年として表される西暦年は、税制改正大綱が取りまとめられた年度ではなく、改正後の税制が適用された収入を稼得した暦年を指す)。これらの個人所得課税改革は、民主党政権だけでなく、第 2 次以降の安倍晋三内閣でも実施された。全体は 5 つの章で構成されている。</p> <p>「第 1 章 わが国における 2010 年代の個人所得課税改革と本論文の位置付けの整理」では、2010 年代に実施された個人所得課税改革と、関連する先行研究を概観するとともに、論文の各章の位置づけを整理している。本論文での分析では、慶應義塾大学パネル設計・解析センターが提供する「日本家計パネル調査 (Japan Household Panel Survey: JHPS)」の個票パネルデータを用いている。JHPS を用いることで、所得税、住民税、社会保険料 (医療、介護、年金、雇用) を精緻に推計できることから、世帯員の可処分所得が推計でき、世帯可処分所得が推計できる。</p> <p>「第 2 章 扶養控除廃止縮減による実質的な増税が家計の消費行動に与えた影響の分析」では、扶養控除廃止縮減による実質的な増税が家計の消費行動に与えた影響について、恒常所得仮説に照らし合わせて分析している。これは、日本財政学会叢書『財政研究』第 13 巻 (2017 年) に掲載された査読付論文が基になっている。2011 年以降実施された年少扶養控除廃止と特定扶養控除縮減による実質的な増税が家計の消費行動に与えた影響について、JHPS で調査している 1 月の非耐久消費財の支出額 (食料費、外食・給食費、光熱・水道代、交通費の 4 項目、それらの合計額) と個人住民税の 1 月分の増税額の関係</p>			

を検証している。その分析において、すべての分析結果について、増税告知後の家計の消費が増税によって変化したことは確認されなかった。つまり、恒常所得仮説で説明できない行動は確認されなかったため、分析結果は、年少扶養控除廃止と特定扶養控除縮減が影響を与えた家計の消費行動は、恒常所得仮説と矛盾しないことを示唆するものであった。

「第3章 扶養控除額の変化が所得税の限界税率を通じて家計に与えた影響の分析—税引き後弾性値の推定—」では、第2章と同じく2011年より実施された扶養控除額の変化が、所得税の限界税率を通じて家計に与えた影響を、最適課税論の中心的パラメータであるETI (elasticity of taxable income with respect to the net-of-tax rate) およびEGI (elasticity of gross income with respect to the net-of-tax rate) を推計する形で検証している。これは、日本財政学会叢書『財政研究』第15巻(2019年)に掲載された査読付論文が基になっている。ここでいうGI (gross income : 総合課税分収入) は、課税所得 (taxable income : TI) の対象となる各種の課税前収入を合算したもの、すなわち「 $TI=GI-$ 所得控除」である。ETIやEGIの値は、所得税を課される個人(または世帯)の所得源を問わず合算した所得が、限界税率の変化によってどれだけ変化するかを捉えている。この値は、限界税率の労働供給への影響や節税行動への影響を反映していると考えられる。わが国における個人所得課税の扶養控除額の変化が、累進的な所得税の限界税率を通じて家計に与える影響に着目し、ETIやEGIの形で表して検証した研究は、国内外を問わず初めてであるとみられる。この章での分析では、家計の異質性を考慮しながら標本を分けて推定を行った。その結果、給与所得者で中高年者の場合、ETIが-1.8から-1.1程度、EGIが-1.1から-0.7程度として、ETI、EGIともに統計的に有意にゼロではなく負の値として推定された。これは、扶養控除額の変化が家計が直面する限界税率の変化を通じて所得決定に影響を与えていたことを示唆している。

「第4章 わが国における2010年代の個人所得課税での一連の改革の所得再分配効果—マイクロシミュレーションによる分析—」では、2013年以降のわが国での個人所得課税改革が与えた所得再分配効果について、マイクロシミュレーションの手法を用いて分析している。一連の改革をそれぞれの年に行われた税制改正ごとのジニ係数の変化で比較すると、2020年所得から適用された税制改正(基礎控除の拡大、給与所得控除と公的年金等控除の上限引下げ、所得金額調整控除の創設)と、その際変更された控除に連動して負担増とならないよう調整される社会保障制度の見直しを合わせた効果が、他の年に行われた改正よりも高い所得再分配効果を得られることが確認された。しかも、こうした諸所得控除の見直しだけを行い、それと整合的に社会保障制度を調整しなければ、

かえって所得格差を拡大させることが明らかになった。また、2013年以降の個人所得課税の改革をすべて実施したことによって、ジニ係数は一連の改革前の0.325前後から約0.002低下する程度であった。このマイクロシミュレーション分析から、2010年代の個人所得課税での一連の改革による所得再分配効果は限定的であることが明らかになった。

「第5章 おわりに」では、第2章から第4章までの分析結果をまとめるとともに、今後に残された研究課題について言及している。

本提出論文は、個人所得課税改革の家計の行動や所得分配への影響を、家計の個票を用いて分析している。日本の個人所得課税・社会保障制度は単純ではなく、制度改正を踏まえて各家計やその構成員が直面する税率や控除、税引き後所得を推計することは容易な作業ではない。本提出論文ではそのような複雑な手続きを緻密に実行している点がまず高く評価される。第2章、第3章での計量経済学的な分析については、トピック自体に目新しさはないものの、日本の制度・文脈に応じた操作変数の選択等を行い、堅実な分析を進めていると評価できる。第4章においては、一連の改革の効果をそれぞれにシミュレートするという複雑な作業を行い、説得的な結果を導き出していると言えよう。このように個人所得課税の多面的な影響について堅実な分析を行った点が本提出論文の貢献であろう。

本審査委員会は、オンラインでの論文審査の場を設け、まず本人から30分程度の発表があり、その後、約1時間にわたって審査担当者との間で質疑応答のやりとりがあった。審査担当者からは、計量分析の結果への理解、計量分析の手法やデータなどについて質問があったが、いずれも著者は求められる水準を満たす回答をした。

ただ、審査報告会では、計量分析手法の限界に慎重に留意しつつ、分析結果を忠実・明解に説明する点はよいとして、分析結果の示唆する定量的インパクトが政策的にどのような含意を持っているのか、もう少し踏み込んだ議論を展開しても良いではないか、という意見も出された。

こうした意見は、栗田君の将来の研究に期待するものであり、今後の同君の研究の進展において十分、克服可能であると判断される。前掲の質疑応答に加え、本論文を構成する章には2つの査読付論文が含まれている上、審査担当者との論文作成過程でのコミュニケーションにおける著者の誠実な対応がその根拠である。

以上の理由から、本審査委員会は、全会一致で本学位請求論文が課程博士（経済学）にふさわしいものと判断した。